

姫 監 公 表 第 1 3 号

令和 6 年 1 1 月 2 0 日

姫路市監査委員	三 輪 徹
同	芝 野 稔
同	常 盤 真 功
同	石 見 和 之

令和 6 年度 監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により標記監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 政策局定期監査結果報告書
- 2 監査事務局定期監査結果報告書
- 3 公平委員会事務局定期監査結果報告書
- 4 農業委員会事務局定期監査結果報告書

令和6年度 政策局定期監査（行政監査を含む。）結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

(2) 監査の対象

政策局

秘書課、広報課

出先機関 東京事務所

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク管理シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和6年9月4日から令和6年10月11日まで

2 監査の結果

監査の結果、指摘事項は次のとおりである。その他の事務は、事務執行上留意すべき軽微なものを除き、適正に執行されているものと認めた。

(1) 物品管理事務

動画スタジオの鍵の貸出簿が作成されておらず、適正に管理されていない。また、スタジオ内の機器の貸出簿がスタジオ内に設置され、広報課職員の立ち合いなく自由に持ち出しができる環境にあり、機器の紛失・破損等のリスクが高い状況にある。動画スタジオの鍵及び機器の管理方法について、改善を図られたい。